

独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校と
国土交通省八代河川国道事務所との連携・協力に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校（以下「熊本高専」という。）と国土交通省八代河川国道事務所（以下「河川国道事務所」という。）とは、地域社会の発展に寄与するため、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、熊本高専と河川国道事務所がこれまで長年にわたり培ってきた信頼関係と連携・協力の実績を基盤に、より緊密かつ組織的な連携・協力体制をとることにより、熊本高専にあっては教育・研究面の向上及び地域社会への貢献を、河川国道事務所にあっては、安全・安心で活力ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

（連携・協力する事項）

第2条 熊本高専と河川国道事務所は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力を行う。

- （1）社会資本の整備および管理に関する事業の円滑な推進に関すること
- （2）同事業の推進に関する情報交換及び連絡調整に関すること
- （3）熊本高専学生に対する専門教育およびキャリア教育に関すること
- （4）その他、上記目的達成のために必要と両者が認める事項

（連絡調整会議）

第3条 熊本高専及び河川国道事務所は、本協定による連携及び協定の円滑な推進を図るため、定期的に連絡調整会議を行うものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めるもののほか、連携・協定の細目その他の事項については、必要に応じて熊本高専及び河川国道事務所が協議のうえ、別途定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項または本協定に疑義が生じた場合には、その都度、熊本高専及び河川国道事務所が協議のうえ、これを別途定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、熊本高専、河川国道事務所いずれからも改廃の申し入れがない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の証として、本書2通を作成し、熊本高専及び河川国道事務所が各1通を保有するものとする。

平成24年9月11日

熊本県八代市平山新町2627

独立行政法人国立高等専門学校機構
熊本高等専門学校長

宮川 英明



熊本県八代市萩原町1丁目708-2

国土交通省
八代河川国道事務所長

堂 蘭 俊 多

